

栄養改善に向けた取り組み

栄養改善型配食（その他の生活支援）

訪問栄養指導（訪問型サービスC）

茨木市 健康医療部 長寿介護課



栄養改善型配食

・配食事業（食の自立支援サービス）の見直し

①対象者の変更

認定を受けていない高齢者：一般高齢者（※）

※令和4年4月から、一般高齢者は配食サービスの対象外となります。ただし、令和3年度からの利用者のみ、継続して利用可とします。

②栄養改善型配食（総合事業）を実施

令和4年7月（予定）～ 事業対象者・要支援者は
現配食事業から栄養改善型配食へ移行

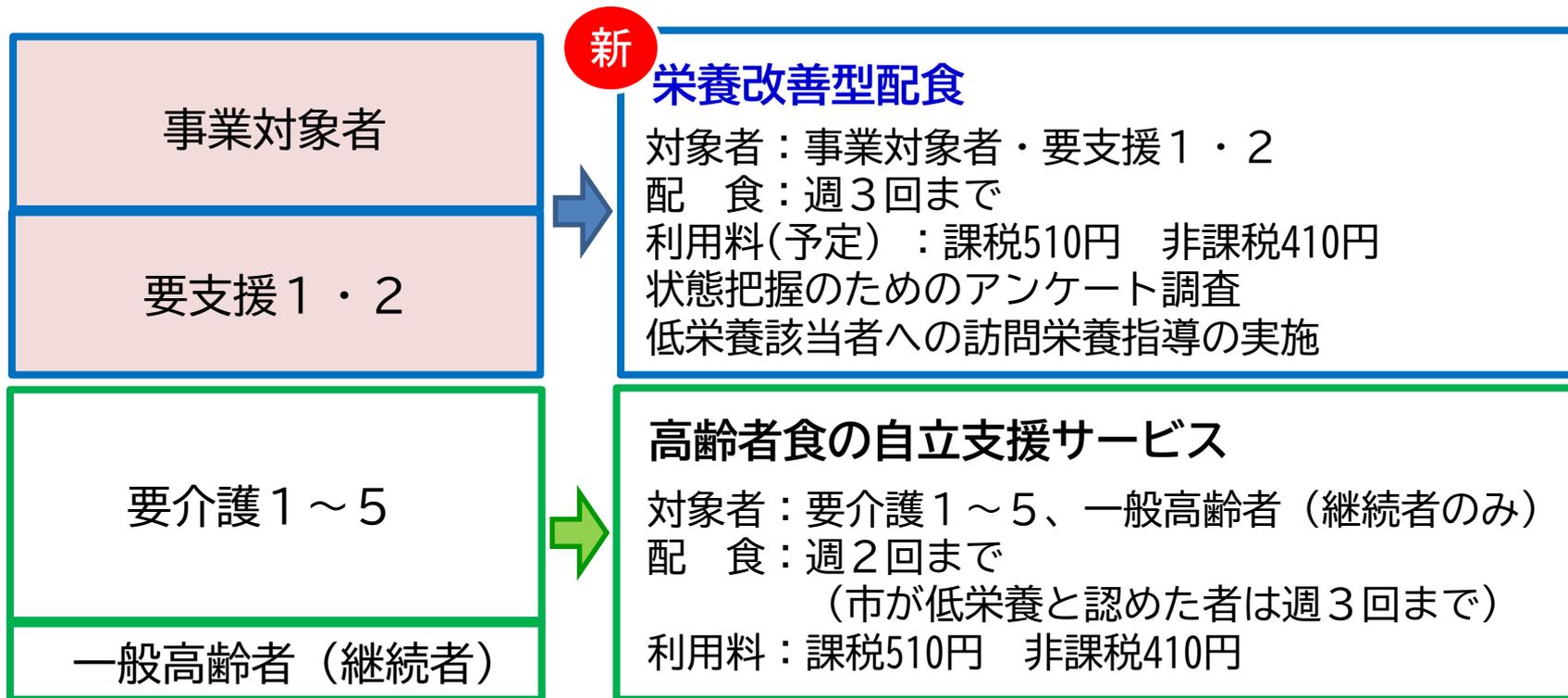


次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

栄養改善型配食

・配食事業の見直し（7月予定）



新

訪問栄養指導（訪問型サービスC）

令和4年7月～(予定)

対象者：栄養改善型配食の利用を開始する低栄養該当者

（BMI20以下かつ、ここ6か月で2kg以上の体重減少）

内 容：利用者の栄養アセスメント、低栄養状態の予防・改善のための目標設定、アドバイス

期間と回数：3か月から最大6か月で、3回（初回・中間評価・最終評価）

訪問C事業所：訪問栄養指導を実施可能な配食事業所と
委託契約

重要

「視聴後アンケート」について

今後のより良い運営に活かすため、「視聴後アンケート」の回答に、ご協力よろしく申し上げます。(〆切R4.4.28)



茨木市 健康医療部 長寿介護課



次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。